

議案第 85 号

令和 3 年度宝塚市病院事業会計補正予算第 2 号

資料 2 医療事故に係る経緯について

1 相手方（患者）

60 歳代女性

2 事故の概要

左足人口膝関節置換術の手術中、患者の股下に置かれていた電気メスが誤って作動し左足裏に接触、火傷を生じさせた。事故により左足裏に火傷痕が残り、その周囲から左足親指にかけてしびれ、痛みが残る（当院形成外科にて将来に向け症状の大きな改善が見込めないとの後遺障害診断有）。

3 和解金額について

7,000,000 円

4 事故後の対応等経過

平成 29 年 6 月 26 日	当院整形外科にて左人工膝関節置換術を行った。術中、電気メスが誤って作動して左足裏に接触したため、直径 2 cm 大の火傷を生じさせた。
平成 29 年 9 月 4 日	相手方は当院を退院。以後、外来通院にて治療を継続。
平成 31 年 2 月 12 日	当院形成外科の診断において、相手方の左足裏（土踏まず周辺）に火傷痕及びその周囲から左足親指にかけてのしびれと痛みの症状を認めた。加えて、将来に向けて大きな改善は見込めず後遺障害が残るとの診断（症状固定）を受け、相手方と賠償額に係る協議を開始することとした。以後、損害保険会社も協議に加わった。
令和元年 7 月 29 日	相手方から損害賠償請求を受領。
令和元年 8 月 14 日	当院の顧問弁護士を当院代理人に指名した。以後、双方の代理人により示談交渉を進めることとなった。
令和 3 年 7 月 1 日	当院より和解案として賠償額 7,000,000 円を提示、相手方の了解を得た。